慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	言語ナショナリズムと言語教育の拮抗： 植民地解放後の朝鮮における朝鮮語教育論を中心に
Sub Title	The antagonistic relationship between linguistic nationalism and language education : focusing on the discourse of Korean language education in post-liberation Korea
Author	金, 景彩(Kim, Kyongche)
Publisher	慶應義塾大学外国語教育研究センター
Publication year	2023
Jtitle	慶應義塾外国語教育研究 (Journal of foreign language education). Vol.19, (2022.) ,p.1- 21
JaLC DOI	
Abstract	This study analyzes the meaning of Linguistic Nationalism in Korea after colonial liberation (August 15, 1945). It focuses on the rules of Korean orthography and examines the state of national language (Korean) education during that period. The issue of orthography was deeply connected to the memory of colonial Korea, and it was central to the linguistic nationalism that identified the Korean language with the Korean ethnicity. This is because orthography in the colonies was a base for countering so-called linguistic imperialism, a language policy based on phonocentrism that nullified diverse identities within the empire, and for preserving unassimilable territories within the empire. The Joseon language society's "Proposal for the Unification of Korean Orthography" (1933) opposed imperialist phoneticism with morphological orthographic norms. These were inherited as "national" orthographic norms after the liberation of Korea. However, the post-liberation linguistic nationalism that was formed around the Joseon language society's orthographic norms were criticized in the field of national language education. This is because the character-centered teaching of the Korean language based on teaching spelling made students lose interest in the language. Furthermore, it functioned as a mechanism to suppress the various linguistic experiences that existed in the form of "voice." Teachers involved in the teaching of Korean as a national language endeavored to overcome this situation by shifting the focus of language education from the written to the vocal, or voice-centered, and emphasized the concept of kuk-min (nation, 国民) as an alternative to min-jok (ethnicity, 民族). While maintaining a tense relationship with ethnic linguistic nationalism, Japanese language education was a place where another form of nationalism was proposed.
Notes	研究論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA12043414-20220000-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

言語ナショナリズムと言語教育の拮抗

――植民地解放後の朝鮮における朝鮮語教育論を中心に――[1]

金　　景彩

Abstract

This study analyzes the meaning of Linguistic Nationalism in Korea after colonial liberation (August 15, 1945). It focuses on the rules of Korean orthography and examines the state of national language (Korean) education during that period. The issue of orthography was deeply connected to the memory of colonial Korea, and it was central to the linguistic nationalism that identified the Korean language with the Korean ethnicity. This is because orthography in the colonies was a base for countering so-called linguistic imperialism, a language policy based on phonocentrism that nullified diverse identities within the empire, and for preserving unassimilable territories within the empire. The Joseon language society's "Proposal for the Unification of Korean Orthography" (1933) opposed imperialist phoneticism with morphological orthographic norms. These were inherited as "national" orthographic norms after the liberation of Korea. However, the post-liberation linguistic nationalism that was formed around the Joseon language society's orthographic norms were criticized in the field of national language education. This is because the character-centered teaching of the Korean language based on teaching spelling made students lose interest in the language. Furthermore, it functioned as a mechanism to suppress the various linguistic experiences that existed in the form of "voice." Teachers involved in the teaching of Korean as a national language endeavored to overcome this situation by shifting the focus of language education from the written to the vocal, or voice-centered, and emphasized the concept of kuk-min (nation, 国民) as an alternative to min-jok (ethnicity, 民族). While maintaining a tense relationship with ethnic linguistic nationalism, Japanese language education was a place where another form of nationalism was proposed.

【凡例】

・本文中に言及される人名を含むすべての固有名詞は、旧字体を新字体に改めた。
・本文および引用文中の強調はすべて筆者によるものである。
・朝鮮語で書かれた文章の翻訳は、邦訳が出版されているものを除き、すべて筆者によるものである。
・一次文献の著者名は漢字で表記し、二次文献はそれが韓国語[i]で書かれたものである場合、著者名をアルファベット表記にし、漢字名は特定できたもののみを参考文献一覧に併記した。

1．問題の背景――朝鮮解放後の「国語〔朝鮮語〕」教育の条件

小学校に入ってから皇国臣民教育を受けていた僕たちは、自分たちが朝鮮人であることをたいして意識する必要はなかったし、事実、そういう意識は日帝によって巧みに抑圧されていた。家では朝鮮語を使い、学校では国語という名の日本語を使わなければならず、そうしないと怒られるということは知っていたが、その理由を探ったことはなかった。（中略）ビラが落ちてくる方向にかなり走って拾ってみると、当時としては珍しくつるつるした割と厚い紙に、ハングルと日本語の文字が印刷されていた。ハングルは解読できなかった。家にはハングルで書かれた本がかなりあったが、ハングルで印刷されたページ自体がなんとなく野暮ったくて、不様で、古くさく思えた。ハングルが書かれた本の紙質が、ほとんど薄黄色の紙だったことも関係しているだろう。それに比べると日本のひらがなはさっぱりしていて、すっきりしていて、かっこよくみえた。（柳 2008：139−145）

引用は、2004年に刊行された、文芸評論家・柳宗鎬（リュ・ジョンホ）の回顧録『僕の解放前後』の一部である。著者が日本統治下の朝鮮の小学校に入学した1941年から朝鮮戦争勃発一年前の1949年までの間、著者自身の目に留まった朝鮮の風景を描いたもので、そのタイトル通り、「解放」という出来事に際し、個人の身体・心情に差し迫る変化が垣間見られる史料として広く読まれてきた。とりわけ上記の引用は、解放直後の言語状況を理解する上で重要な記述を残している。すなわち、ハングルが解読できない朝鮮人の存在の記録である。

植民地解放（1945. 8. 15）直後、いわば「民族語を解読できない民族」を対象とした朝鮮語教育は、朝鮮語学会[2]を中心に早期開始された。８月17日、咸興刑務所に収監されていた

---

[i] ここでいう「韓国語で書かれたもの」は、単独政府樹立後の大韓民国において発表・刊行された論文・学術書などを指す。本文中において大韓民国／朝鮮民主主義人民共和国が成立する以前の朝鮮の言語を指すときには「朝鮮語」と記す。

学会の主要メンバーが釈放されると、８月25日の臨時総会を通じて、初等・中等国語教科書の編纂、国語教員の養成、国語講習会の実施、会誌『한글〔ハングル〕』の復刊、朝鮮語学会事件により中断されていた朝鮮語辞典の編纂の完遂が学会再建の第一目標として決議される(Jung, J. 2012)。植民地解放から間もない1945年11月６日に、解放後初の朝鮮語教育教材である『한글 첫걸음〔ハングル第一歩〕』(軍政庁学務局、1945)[3]の刊行が実現されたのも、学会の再建にいち早く乗り出し、軍政庁とも緊密な関係をもっていた朝鮮語学会の果たした役割が大きかった。解放直後の朝鮮語教育は、対共産主義戦略の一環として「文盲退治」を掲げ、朝鮮語学会を積極的に動員した米軍政によって主導されたのだが、その中での朝鮮語学会の影響力は米軍による国家政策とほぼ同じ位相を占めていたとされる[4]。

1943年に廃止されていた朝鮮語教育の再開[5]は、朝鮮語の「諺文」から「国文」への位相変化[6]のみならず、朝鮮語そのものの規範の再検討を伴った。ここでいう朝鮮語規範とは要するに、朝鮮語をどう表記するかを定めるものである。解放後、朝鮮語の表記問題をめぐって主な論点となったのは、漢字使用と綴字法であった。したがって、この漢字使用や綴字法に関しても、米軍政と密接につながっていた朝鮮語学会の方針――ハングル専用（漢字使用の廃止)、「ハングル綴字法統一案」(1933）の導入、横書き――が採用された。本論文で注目するのは、解放後に行われた朝鮮語の規範化と、それによって構築されつつあった言語ナショナリズムが、朝鮮内部の言語的他者をも抑圧するメカニズムとして作用していたこと、さらにそれが教育の現場において批判に晒されていたことである。

解放後の朝鮮における言語規範の確定と、それに基づく国語教育の第一の目標は、言語の国境を確定し、朝鮮民族の「魂」とほぼ同一視されていた朝鮮語を個々人に「吹き込む」ことで、真の朝鮮民族を取り戻すことにあった。具体的にそれは、朝鮮語規範全般から植民地統治の痕跡を取り除く実践によって開始され、朝鮮語学会による漢字廃止や「ハングル綴字法統一案」の導入という主張も、まさに「日本排除」の観点から為されたものだった。ただ、朝鮮語から日本を排除することは、単に言語規範の策定に留まるものではなく、個々人の中に存在する複数の言語をまたぐ感覚を分割させ、人為的に組み立て直すことを意味する。しかし、冒頭で引用した柳宗鎬の文章を含め、これまで多くの先行論が明らかにしてきたように、解放直後の朝鮮は、民族語としての朝鮮語、旧帝国の言語としての日本語、新しい帝国の言語としての英語が複雑に絡み合った、個々人の多様な言語経験が交差する場であり、ゆえに言語の人為的な分割はさまざまな困難を生んだ。

解放直後の国語教育についてのこれまでの先行研究は、三つに大別することができる。その一、朝鮮語学会の活動及び学会員の思想・言語観に関する研究[7]、その二、国語教科書に関する研究[8]、その三、「国語意識」の形成過程に関する研究[9]がそれである。包括的にまとめるとこれらの研究は、解放後の朝鮮語の地位変化を歴史的背景に据え、国語教育を主導した朝鮮語

学会の活動を米軍政の政策との関係において解明し、その成果物としての国語教科書を分析してきた。全体として教科書（教材）研究に偏重しており、朝鮮語学会の方針が教育現場においてもそのまま貫かれていたという前提のもと、教育を、国家運営のイデオロギー装置とみなす観点から当時の国語教育を捉えてきたことは、先行研究の重大な限界である。また、現実の多様な言語経験を定式化された標準語の枠組みに収斂させる教科書から、教育の現場が直面せざるを得なかった困難を汲み取ることは難しい。何よりも、旧植民地の言語をめぐる国家（米軍政）の方針、朝鮮語学会の活動、教育現場での実践が無媒介的に重ねられることで、解放後の国語教育は、当時の言語ナショナリズムのあり方をただ忠実に反映するだけの地位に貶められてしまう。

本論文は、解放直後の国語教育を主導した朝鮮語学会の言語規範、中でも綴字法についての規範を、当時の国語教育が置かれた一つの条件として位置づけ、朝鮮語教育の現場において朝鮮語学会の言語規範の限界が批判される様相を捉える。それにより、旧植民地の言語ナショナリズムと言語教育の関係に対する新しい視座を提示することを目指す。まず、解放後の言語政策の中心にあった朝鮮語学会の言語規範が、どのような経緯でいわゆる抵抗ナショナリズムと結びつくようになったかを、植民地期に遡って検討することとする。

2． 帝国のパロールと植民地のエクリチュール

朝鮮語の言語規範、とりわけ綴字法の問題が、ナショナル・アイデンティティ形成の観点から論じられ始めるのは、19世紀後半の「開化期」からである。李妍淑（イ・ヨンスク）（1987）によれば、その決定的なきっかけは日清戦争前後に行われた「甲午改革」（1894−1895）であった。当時、大日本帝国の保護国の地位にあった朝鮮内部で遂行された「甲午改革」は、「それまで重要な知的・文化的活動を、朝鮮語とはまったく異なる言語体系である漢文によって行っていた状況、すなわち書きことばと話しことばとの深い亀裂から脱け出す努力」を開始させ、「国文」という書きことばとしての朝鮮語を形成させたのである（李 1987：83−84）。ただ、そのような言語の近代化を含む「甲午改革」は、朝鮮の内政に深く関与していた日本の監督下で行われ、言語の近代化も、すでに言文一致運動を経てきた日本のモデルを参照にしたものであった。つまり、このときの言語規範をめぐる実践は、普遍的な文明開化の域を出ていなかった。言語規範の問題が、文明開化という帝国主義的な〈普遍主義〉の暴力性との関連の中で問われるようになったのは、やはり韓国併合（1910）以降のことだといえよう。

韓国併合から一年後の1911年８月、朝鮮総督府によって公布され、同年11月１日に施行された朝鮮教育令は、朝鮮人の「国民〔日本人〕としての性格を涵養し、国語〔日本語〕を普及すること」を第一の目的としていた。そして、朝鮮語の表記、すなわち綴字法を整備することは、朝鮮総督府にとって植民地経営のあり方を合理化し、少しでも早く日本語を普及するため

に喫緊の課題であった。1912年に公布される「普通学校用諺文綴字法」(「緒言」４項と「綴字法」16項で構成）は、まさにそのような朝鮮教育令の目的意識の延長線上に置かれたものであった。「普通学校用諺文綴字法」の「緒言」の内容は以下の通りである。

「普通学校用諺文綴字法」(1912)
緒言
一、本諺文綴字法は、先に本府が調査委託員に命じて調査し、決定したものである。
一、本諺文綴字法は、従来諺文綴字法が区々としており、教授上の不便が少なくなかった、普通教育上で使用する目的で特に之を一定し、普通学校用教科書に採用する次第である。
一、本綴字法は、大体左の方針に依る。
(1) 京城語を標準とする。
(2) 表記法は表音主義に依るとし、発音に遠かれる歴史的綴字等は之を避ける。
(3) 漢字音からなる語を諺文に表記する境遇には、特に従来の綴字法を採用する。
一、本綴字法には、参考として国語〔日本語〕の五十音、濁音、長音等の表記法も併記する。

「普通学校用諺文綴字法」の内容の中で注目すべきなのは、それが教育に活用されることを念頭に定められたこと、表音主義（発音通りに表記すること）[10]が大原則になっていること、さらに朝鮮語の言語としての位相が国語〔日本語〕の〈音〉を表記するための補助的手段になっていることである。ここで想定されている教育は、その名の通り「普通学校」で行われる朝鮮人を対象とした「国語〔日本語〕」教育である。つまりここでは、日本語教育のためのツールとしての朝鮮語の位相が示されており、朝鮮語表記もそのような目的に適した形で定められたことが窺い知れる。

「普通学校用諺文綴字法」において導入された表音主義は、帝国／植民地の関係性における言語問題を理解する上で重要である。「普通学校用諺文綴字法」では、日本語の〈音〉と朝鮮語の〈文字〉の間の、留保なきフラットな交換関係――日本語は朝鮮語で表すことができる――が前提され、朝鮮語を〈音〉の情報だけで直観的に表記できるようにしたことで、国語教育のツールとしての利便性が図られている。しかし、そこで想定されている〈音〉と〈文字〉のフラットな交換関係は、両言語の対等な関係に基づいたものではない。一方の言語を達成すべき〈目的〉に、もう一方の言語をそのための〈手段〉に位置づけるという、言語間の決してフラットではない位階関係――国語としての日本語と、それを表記し、教育するために動員される「諺文」としての朝鮮語――がその根底にはあるのだ。言語と主体の必然的で有機的な関係性への認識が近代ナショナリズムの根幹である[11]とするならば、ここからはまさにそのよ

うな関係性が日本語の他者において人為的かつ暴力的に作り上げられた経緯を読み取ることができる。

言語に対するこのような考え方ないし実践は、日本に限られるものではなく、表音主義の帝国主義的性格に由来するものと考えるべきである。例えばジャック・デリダ（Jacques Derrida）は、西洋の理性中心主義の根源には、「音声（パロール、parole）」、すなわち発話者の意図を現前させる精神的(非物質的)声――究極的には神の声――を唯一純粋で本質的なものと捉え、文字（エクリチュール、écriture）を声の派生物、声を表示するための非本質的なものとする観念があると指摘する。西洋の帝国主義的な拡張は、声の特権と文字の従属という理想的モデルを伝播する実践に他ならず、「「表音文字」こそありうべき文字一般の理想的モデルだと想定している限り、この音声中心主義は「西洋」の自民族中心主義、ヨーロッパ中心主義の温床にもなる」というのだ（高橋 1998：77−78)。表音主義が本来有する帝国主義的性格を念頭におけば、総督府による朝鮮語規範の整備とそこで規定された「発音通りに」云々は、まさに帝国主義のあり方として捉えることができる[12]。

佐藤卓己（2002）は、1924年に創刊された大衆雑誌『キング』を分析し、この時期の〈文字〉メディアのラジオ化の様相から、帝国内地における「ファシスト的公共性」の形成を読み取った。一方、佐藤の議論を植民地朝鮮の文脈で捉え直した Myungah Kwon（2008）は、「戦時動員体制下において言語は、内鮮一体の象徴だったのであり、植民地住民を皇民として包摂し、植民地住民が自ら言語を通じて国策の情報と接触し、それに同化することで「帝国」に参加するという自発的な共感を導き出すために考慮すべき最も重要な問題」であったと指摘した。そこで彼女は、「日本語を含む外国語を理解できる一部の知識人層と、国漢文〔漢字ハングル混じり文〕を生産・消費する階層、純ハングルのみで情報を得ることができる階層の間の分離と差異」を埋めるために、演説空間、音声メディア、文字メディアのそれぞれが、対象とする階層に合わせて使い分けられていたと論じる（Kwon, M. 2008：482−489)。このような、異なるメディア間での・同じ内容の・異なる言語での伝達は、日本語と朝鮮語の留保なき交換関係を前提しなければ全くもって不可能なのである。

西洋的な「神の声」――「初めに言があった」（ヨハネ１：１）――に代わる天皇の「お言葉」、「玉**音**」が象徴するように、帝国の支配は常に〈音〉によって媒介されたのであり、公的教育の機会が制限されていた植民地では、その言語空間を、〈文字〉よりも〈音〉が届く空間に、言い換えれば帝国の命令が「声」として伝わりうる言語空間に再編することが、何よりも重要な問題であった。〈音〉は、唯一の真理である「玉音」としてあると同時に、〈文字〉によって築かれた帝国内部のさまざまな境界[13]を滑らかに超えながら、均質的な帝国臣民・国民をより広範囲に形成するに適したツールだったのだ。

朝鮮総督府による朝鮮語の綴字法規範は、２回にわたって改正される。「普通学校用諺文綴

字法大要」（1921）と「諺文綴字法」（1930）がそれである。以下、改正された綴字法の冒頭の一部を引用する。

「普通学校用諺文綴字法大要」（1921）
一、用語は現代の京城語を標準とする。
二、**なるべく発音通りの綴字法**を基準とする。
（……）
六、**純粋朝鮮語に対しては、表音的表記法**に従い、댜・뎌・됴・듀・디・탸・텨・툐・튜・티 は 자・저・조・주・지・차・처・초・추・치 と書き、샤・셔・쇼・슈 は 사・서・소・수 と書き、쟈・져・죠・쥬 は 자・저・조・주 と書く。
（……）
七、**漢字音に対しては歴史的表記法**に従い、댜・뎌・됴・듀・디・탸・텨・툐・튜・티샤・셔・쇼・슈・쟈・져・죠・쥬 の表記をそのまま維持する。
（……）

「諺文綴字法」（1930）
一、総説
一、朝鮮語読本に採用する諺文綴字法は、各学校を通してこれを同一にすること。
二、用語は、現代京城語を標準とする。
三、諺文綴字法は、**純粋な朝鮮語であるか漢字語であるかに拘らず、発音通り表記**することを原則とする。但し、必要により若干の例外を設ける。
（……）

この引用からわかることは、２回の改正を経て、綴字法規範の表音主義原則がより強化されたことである。1912年と1921年の綴字法規範にみられる漢字音に関する但し書き（「漢字音からなる語を諺文に表記する境遇には、特に従来の綴字法を採用する」、「漢字音に対しては歴史的表記法に従い…」）は、1930年の「諺文綴字法」にはみられず、そこでは「純粋な朝鮮語であるか漢字語であるかに拘らず、発音通り表記すること」と規定されているのである。

もちろん引用した三つの綴字法規範は、あくまでも総督府によって定められたものであり、それが貫徹され、学界や教育現場で実際に影響力をもっていたかどうかは疑わしいところである。また、総督府において朝鮮語規範の決定されるプロセスは、朝鮮の知識人の側から見れば、自らの言語観を政策に反映させるために、抵抗のみならず交渉・妥協・協調をも図る場であっ

た。実際に1930年の「諺文綴字法」を構成する細部条項には、朝鮮側の知識人、とりわけ朝鮮語学会の意見が多く反映されたという[14]。つまり、当局の綴字法規範の問題を、抑圧する帝国／抵抗する植民地の二項対立に基づいて単純化することはできないのである。そこには、抑圧に失敗した帝国と、帝国に協調する植民地といった、錯綜した関係性があったのだ。

しかしながら、ここで問題にしなければならないのは、植民地政策と権力構造に見られるこの錯綜した関係性の全貌ではなく、帝国が貫こうとする表音主義との関係をどう設定するかによって、つまり表音主義に近づくか、遠のくかによって、帝国に対する「抵抗」の度合いが図られていたことである。それゆえ、もし「発音通りに」表記しない部分が規範の中に含まれ、いわゆる形態主義的な言語規範が残りつづけるならば、それはいわば「民族的」な残余となる。

表音主義綴字法と対立軸を形成することになる綴字法規範は、総督府の綴字法規範にも多くの影響力を発揮していた朝鮮語学会の「한글 맞춤법 통일안〔ハングル綴字法統一案〕」(1933)(以下、「統一案」)のうちに確認できる。

総論
第１項　ハングル綴字法は標準語を**音の通り書くが、語法に合うようにする**ことを原則とする。
第２項　文の各単語は分かち書きすることを原則とする。
第３項　外来語は「外来語表記法」に従って書く。

総督府の「諺文綴字法」(1930)に対抗すべく、1933年のハングルの日(10. 29)に公表された「統一案」では、「語法に合うようにする」という留保がつけられたことで、総督府案との差異づけが図られた。「語法に合うように」の意味は要するに、発音変化に関係なく、同じ意味の単語は同じ形で書くということである。このような形態主義は、言語使用者に深い文法意識を要求し、正しい形態に対する負担を感じさせやすい(Lee, K. 1981：319−320)。この形態主義的綴字法が、長期に渡る言語教育を前提とするのは当然であり、朝鮮語学会は1942年の朝鮮語学会事件で機能不全に陥るまで、ハングル普及と朝鮮語教育の基礎となる辞書の編纂に力を注いだのである。

この「統一案」に対して朝鮮内部からの反対意見がなかったわけではない。1934年７月には、尹致昊(ユン・チホ)、崔南善(チェ・ナムソン)など、朝鮮知識界の大家が名を連ねて「ハングル式新綴字法反対声明書」(『毎日申報』1934. 7. 15)を発表した。朝鮮語学会の「統一案」は、「発音が不可能で、書き方が複雑な、条理が通っておらず統制のない」ものであり、それによって「初学児童の純粋で弱い頭脳は、その硬くて目まぐるしい苦痛に疲労し、育つはずの理解力が阻害され、能率が減退する」ことになるという批判であった。「統一案」への主な批判の根拠は「学びやすさ」がない

ということであったが、確かにそれは、広く朝鮮語を解読できる大衆を形成しようとした朝鮮語学会にとって無視できない問題であっただろう。しかし、条理の明確さや学びやすさよりも、この学会にとりさらに重要だったのは、〈音声〉に回収できない〈文字〉の国境を築くこと、言い換えれば、帝国主義的な表音主義との間で差異を残す・生み出しつづけることであったと思われる。

デリダの議論に立ち戻ると、彼は〈音〉、すなわち「パロール」の絶対性を脱構築しうるものとして「エクリチュール（écriture）」に注目する。「エクリチュール」とは、書く行為、書かれたものとしての文字、文字言語などを意味するのだが、デリダはその「エクリチュール」の性質から、〈音〉と〈文字〉をめぐる従来の考え方――〈文字〉は〈音〉を、さらには人間の内面を透明に再現することができる、あるいは〈文字〉は〈音〉を再現するためのものである――の転覆を試みた。彼の「エクリチュール」論の全貌をここで詳述することはできないが、本論文との関連で重要な示唆を与えてくれる部分を抽出すると、次の通りである。デリダによれば、書かれたものとしての「エクリチュール」は決して付随的なものではなく、むしろ「パロール」の起源にあるものであり、またそれは「パロール」の成立を絶えず遅延させるものである。要するに、〈文字〉は〈音〉を再現するためのツールなどではなく、むしろ〈音〉こそが〈文字〉から生まれたのであり、さらには〈文字〉は〈音〉との差異（不一致）を生み出しつづけることで、〈音〉の確定を不可能にする（Derrida 1967）。

デリダは、差異を生みつづける「エクリチュール」のうちに、常に主体の存在を脅かす他者の存在をみたが、まさにそのような他者の位置に朝鮮語学会の「統一案」があったのではないだろうか。朝鮮語学会が保持しようとした、〈音〉に還元できない「語法」とは畢竟、〈音〉の世界の中に〈文字〉の痕跡を残すものであり、そのことは帝国の言語が前提する〈音〉と〈文字〉の一致を相対化し、帝国の中に朝鮮という他者の存在を残すことと同義である。朝鮮語学会の綴字法は、このような経緯で植民地のアイデンティティ保持の問題と深く結びつくようになったのである。

3．植民地エクリチュールの解放後

1945年８月15日の朝鮮解放は、朝鮮語の位相変化をもたらした。その位相変化は、朝鮮語が「諺文」から「国語」になったことだけを意味せず、朝鮮語と朝鮮民族の関係（朝鮮語＝朝鮮民族）が疑いの余地のない絶対的なものとして語られるようになったことをも意味する。そのような民族主義的な言語観をもっとも鮮明に打ち出したのは、やはり朝鮮語学会に所属していた言語学者たちであった。次の引用は、朝鮮語学会のメンバーの一人であった丁泰鎮（チョン・テジン）[15]が1948年に、学会の会誌に発表した文章（「말과 글을 피로써 지키자！〔言葉と文字を、血をもって守ろう！〕」『한글』1948. 6）の一部である。

言葉と文字は民族の血であり、生命であり、魂である。我々は過ぎ去った40年の間、あの残忍酷薄な倭賊が、我々の貴重な言葉と文字を、その痕跡までをも、この土地からなくすためにあらゆる悪行の限りをつくしたことを思い出すだけで、歯が震え身震いがする。

ああ、８月15日の解放の喜び！

あちこちで聞こえる我が子どもたちのカギャコギョ〔가갸거겨〕の**声**。

これこそが、我が民族が再び蘇ったという喜びの**雄叫び**であろう。(256)

この文章は、日本国内で「朝鮮人学校閉鎖令」が発布され、在日朝鮮人に対する朝鮮語教育が公的教育で行えなくなった[16]という情報が朝鮮に伝わった際に書かれたものである。日本政府への批判を含んだこの文章の中で丁泰鎮は、朝鮮語の言葉と文字を「我が民族」の血、生命、魂と同一視しており、「民族」の「蘇り」を言葉と文字によって実感できるものとして語っている。このような言語観は、戦時体制下でも朝鮮語教育を続けようとし、朝鮮語学会事件で投獄された経験をもつ彼としては当然のものだろうし、より広い文脈で言えば、植民地経験をもつ地域での、脱植民地化プロセスを支える典型的な言語観でもあろう[17]。ただ、ここで「民族」と一体になっているのが、実は朝鮮語の文字であるハングルや抽象的な総体としての朝鮮語ではなく、表記規範としての綴字法であったことには注意すべきである。それは同年８月に発表された文章（「국어 교육의 제문제〔国語教育の諸問題〕」『大潮』1948. 8）からも明らかである。

漢文一文字の一画を書き間違えれば、大変なことになるかのように考え、英語やドイツ語のスペルが少しでも間違えれば大いに恥ずかしいと思い、徹夜でスペルを勉強するのに、**我が文字は知らなくてもいいと思ったり、綴字法にかなわなくても恥ずかしく思わなかったりする人が多いのは、その人たちの民族意識・文化意識が薄弱な証拠としか考えられないのである**。(……) ある人はいう。「今の綴字法統一案はあまりにも難しい」と。しかし、それは一般に規則正しい生活をするのが難しいということと少しも変わらないことである。〔綴字法を習うことは〕文字を習うことよりは難しいはずである。難しいとは結局〔他言語と〕比較してのことだろうが、我が文字の綴字法が他の国のどの文字の綴字法より難しいというのだ。あるいは、現在の綴字法よりもさらに易しい綴字法が作れるというのか。(……) 愚かな連中が自らの無知を隠すために窮屈な方法でそういうことを語って幼い学生たちの向学心を阻害し、国語国文の研究への念を怠らせるなら、その連中は文化の盗賊で**民族の反逆者**であるため、当然社会的・良心的制裁が加えられるべきであろう。(74−75)

この文章の中で丁泰鎮は、綴字法を学ぼうとしない人々を「民族意識・文化意識が薄弱な」「民族の反逆者」とまで言い放ち、厳しく咎めている。ここで言及されている綴字法とは当然、

朝鮮語学会による「統一案」に定められたものである。これを学ばないことが「民族」への反逆行為とまで拡大解釈される理由は、前節で示した通り、この綴字法が、帝国的な綴字法との関係において形成され、帝国への同化が進む中で「朝鮮民族」固有の領域をいかに残すかという問題と結びついていたからである。しかし、日本による植民地支配が国際法上は終わり、抵抗の対象（帝国的綴字法）が消え去った解放後の朝鮮で、「統一案」の綴字法を擁護せよとの主張はもはや空虚な、根拠なきものになっていた。パロールとエクリチュールの関係に照らしていうならば、エクリチュールがもはや差異を生むものではなく、それ自体が根拠を要しない絶対的な〈声〉（「あちこちで聞こえる我が子どもたちのカギャコギョ〔가갸거겨〕の**声**」）の位置を占めるようになった、と言えるかもしれない。絶対的なものと化した綴字法の位相を、国文学者の趙潤済（チョ・ユンジェ）と言語学者の李正学（イ・ジョンハク）の間で繰り広げられた論争からより詳しく確認してみよう。

趙潤済は、1947年に『국어 교육의 당면한 문제〔国語教育の当面問題〕』（ソウル：文化堂）を刊行し、解放後の朝鮮で争点となっていた漢字使用、横書き、綴字法問題についての自らの立場を明らかにした。やや長くなるが、解放直後の朝鮮語の位相をめぐる興味深い内容が含まれているため、以下にその一部を引用する。

> 解放前、私はある生徒から、国語〔朝鮮語〕には美感がないと言われて愕然とした。果たして国語の美感とはどういうものか。これこそ、国語の根本問題のようである。事実、日本語のような軟美な美はないと思う。春の日、花咲く丘に流れる小川のせせらぎの音のような、柔らかい語感は、我が国語にない。しかし、**全てを日本の尺度で考えるその生徒の言葉通り、国語には美感がないだろうか。西洋の言葉をみても、英語の語感とドイツ語の語感が似ており、また仏語の語感がそれらに似ている。各国の国語の語感が似ており、また似ていくことが当然のことだとすれば、日本語と国語の語感が似ているのもやはり当然のことである。また〔国語と日本語にはそれぞれの美感があるため〕国語に日本語の語感を求めることは、木に魚を求めるにも等しいことでもあろう。**（……）無論、我々は、体得しなければならないというより、これまで国語をもって生活してきたことですでにそれを体得しており、我々の体自ら国語の美を発揮していると考えるべきだが、長い間外語の侵入により、語感が少なからず侵略を受けたことも事実であり、またそれにより国語に多くの混乱が引き起こされたのも間違いない。従って侵略を受けた分、**速やかに語感を取り戻し、純正な国語生活に戻らなければならないが、そのためにはまず国語生活そのものを楽しまなければならないだろう。国語の語彙をいくら多く知っていて、文法の知識がいくら豊富でも、国語生活が苦痛で不便ならどうにもならないだろう。**（54−55）

人々の中に未だ残されている、異言語間の位階への感覚を払拭し、朝鮮語と日本語の関係

を、英語・ドイツ語・フランス語のような、互いに類似していながらもそれぞれが特有の「美感」をもった対等なものに調整しようとする意図が、この文章からは読み取れる。とりわけ、朝鮮人なら当然朝鮮語がわかる、あるいはそのような素質を備えているはず、といった議論が支配的ななか、「我々の体自ら国語の美を発揮していると考えるべきだが、侵略を受けたことも事実であり、またそれにより国語に多くの混乱が引き起こされたのも間違いない」と、朝鮮人と朝鮮語の関係を絶対視する議論に対して穏健な批判を加えている点は注目に値する。朝鮮語を所与のものとする考え――朝鮮人は国語の美を、その身体をもってすでに発揮しているという考え――から距離をとり、朝鮮人と朝鮮語を切り離して捉えることで、国語教育の目標をまずは「国語生活そのものを楽しむ」ことに設定できているからである。「語彙」や「文法の知識」を一旦わきにおいた国語教育は、本論文の冒頭で言及した柳宗鎬のような、今まさに朝鮮語と出会い、国語から「美感」を感じることのできない若い人々を意識したものであっただろう。

趙潤済のこのような主張は、明らかに朝鮮語学会主導で行われている綴字法中心の国語教育を批判の的としていた。彼は「ハングル綴字法統一案」に対して、「被圧迫時代にその時代的役割が大きく、またこの攻勢も強かった」ことを認めながらも、「鬱した圧迫時代は過ぎ去り、自主の晴天が見えようとしている」今においては、それを改めるべきと主張した。その根拠を趙潤済は次のように述べた。「ハングル式綴字法は誰もがいう通り難しい。難しいことは事実である。私も十余年、この綴字法を使用してきたが、未だ未熟でハングルの先生に怒られることが多かった。自分にとって難しいから他人にとっても難しいというのには語弊があるが、事実、解放後に新聞や雑誌を通して、またラジオを通して朝鮮語学会があれほど努力してきたにもかかわらず、ハングル式綴字法を正しく書ける人が国内に何人いるだろうか。国民学校の国語教育、中学校の国語教育が国語教育本論を後回しにし、綴字法だけを教育し、習う者は綴字法だけを習うにしても、それを完全に解読して自ら使いこなせる学生児童が全国に何人いるだろうか」(121−122)。

趙潤済の主張を真っ先に批判したのは、国語学者の李正学であった。李正学は、朝鮮語学会の会誌に次のような文章(「국어 교육의 당면문제――조윤제 교수의 맹론을 일축함〔国語教育の当面問題――趙潤済教授の盲論を一蹴する〕」『한글』1947. 10)を発表し、「統一案」を擁護する主張を展開した。

> 文教部から初中等各学校の教科書に使用した国文綴字法は、朝鮮語学会のハングル綴字法統一案だったが、それは当局の大きな英断であり、また極めて当然な順序であった。綴字法理論に関する学術的論争が、過去10年余りにかけて行われたことは、氏の言う通りだが、冷静な学術的良心と純粋な**民族的良心**からして、「綴字法統一案」が文教部に採択された事実は、あまりにも当然というべきであろう。(……)「文教部がある私設団体の所

属機関でない以上」云々と、氏は朝鮮語学会を私設団体とみなし、その団体の統一案を採択したことの不当さを指摘しようとしたが、ここに至っては真に義憤を感じざるをえない。**朝鮮語学会は、事実上、私設団体といえば私設団体かもしれない。しかし、過去に暴悪な為政の下、あらゆる弾圧と戒厳下で、いかなる事業を朝鮮語学会が成し遂げてきたかを考えたとき、「私設」云々はあまりにも××〔解読不可〕的で、あまりにも非常識で、苛酷な評価ではなかろうか**。(105-106)

李正学からすれば「統一案」に基づく綴字法は、「民族的良心」からして「当然」擁護すべきものである。なぜならそれが、朝鮮語学会が圧政の下で守ってきたものだからである。「統一案」を批判することは、「非常識で、過酷な評価」であるという、半ば感情的な反応からは、この時期において「統一案」の綴字法が、もはや学術的な検証の対象ではなく、植民地支配の記憶と連動した個々人の心情に訴えることで、「民族」内部の同一性を作り上げるメカニズムとして働いていたことが読み取れる[18]。綴字法の問題は、漢字廃止や横書きの問題よりも遥かに深く民族主義と結びついており、したがってそれへの批判は、それが妥当かどうかとは関係なく、すぐさま「民族」への反逆として一蹴されたのである。

4.「民族」に対抗する国語教育

綴字法を中心に形成されつつあった朝鮮の言語ナショナリズムはしかし、朝鮮人に対する朝鮮語教育が喫緊の課題とされ、教育に対する一般大衆の熱意が最高潮に達したこの時期の状況とは、むしろ相反するものであったと思われる。民族主義的な綴字法中心の国語教育においては、一般大衆のさまざまな言語体験を包容し、より広範囲な市民主体を形成することよりも、「民族」に基づく言語の境界構築――日本語を排除し、「民族」の同一性への覚醒を促す――の方が指向されたからである。それは、朝鮮語を早急に普及し、「民主主義教育」を根付かせるためなら、日本語さえも利用する方針であった米軍政の動き[19]とも矛盾するものであったのだ。趙潤済が、前述した文章の中で「統一案」の綴字法を批判しながら、「ハングル式綴字法の時代は、学者と有識階級、独立青年学生を相手にした朝鮮語の時代だったが、**今は一般社会の国民大衆を相手にする国語の時代**」(121)と論じたのも、そのような文脈から理解することができる。

綴字法中心の国語教育の閉鎖性に対する批判がどこよりも積極的に展開されたのは、国語教育の現場においてであった。それはある意味当然で、解放直後の教育の現場は、未だ言語の境界が完全には構築されていない、多様な言語経験が交わる場だったのであり、「自分たちが朝鮮人であることをたいして意識する必要」(柳 2008:139)すらなかった若者たちに、「民族の魂」云々の言葉は半ば空虚なものにしか聞こえなかったはずだからである。現場の経験をもつ

教員たちは、そのような若者と接する際の困難をさまざまな形で吐露していた。そして、その困難の原因として挙げられたのが、綴字法指導を基本とする「〈文字〉中心の教育」であったのだ。以下、解放後の教育関連雑誌（主に教育関連団体の機関紙）に発表されたいくつかの文章に焦点を当て、〈文字〉中心の民族的な国語教育の限界が教育の現場においていかに露呈し、批判されていたのかを捉える。

次に引用するのは、国語学者であり、外国語教育および比較言語学の観点から国語教育を考えることを唱えた李崇寧（イ・スンニョン）の文章（「국어교육계의 과제〔国語教育界の課題〕」『朝鮮教育』[20] 1947.6）である。

> **中等学校以上**において国語科に対する感想は、全部とは言えないが、**相当、学生が興味を失った**側面があり、上級学校に入るための入試試験がなければ、関心がさらに減ると思われる。（……）その理由は学校によって異なるだろうが、次のような諸点が予想できる。
>
> （1）まず、**綴字法と文法から離れるべきである**と進言したい。一時、大学、中学、小学校の全ての学校で終始「綴字法」を教えていたことがあったと聞いた。解放後にはそうすることも当然だろうが、今日なおも学生に**無味乾燥な「綴字法文法」を教えることを重視するとすぐに興味を失うだろうから、朝鮮語がまるでハングル綴字法そのものであるかのような印象を与えてはいけない**だろう。無論「綴字法」も国語科で必要だが、その必要性とは別にそこから離脱すべきである。綴字法主義に進めば、上級であればあるほど失望することは、すでに方々で目撃した。**学生が要求しているのは内容であり、綴字法ではない**だろう。（48−49）

ここで注目すべきなのは、綴字法中心の教育への批判が、とりわけ「中等学校以上」の国語教育に関して提起されていることである。体系的な教育を受けなかったがために朝鮮語の読み書きはできないが、日常的な口語として朝鮮語を使ってきた若者たちに対する国語教育は、言語能力の空白を埋めるという意味で当然綴字法中心の読み書き教育になる。しかし李崇寧は、この文章で綴字法教育の必要性を認めながらも「必要性とは別にそこから離脱すべき」と主張する。それを続けていけば、学生たちが「失望」し、国語そのものから離れていく恐れがあるからだ。李崇寧は、学生たちを「失望」させないためには、「内容」を教えるべきという。ここでいう「内容」とは何を意味するか。そのヒントは、別の教育関係雑誌である『새교육〔新しい教育〕』[21]に発表された尹泰栄（ユン・テヨン）（当時、同徳女子国民学校〔小学校〕長）の文章（「국어교육실천의 근본적 노력점〔国語教育実践の根本的努力点〕」『새교육』1948. 3）にあるように思われる。

重大な任務を担っている国語教育を考えたとき、我々はもっとこの責務を完遂できるように努力すべきであろう。これを具体的に指摘してみるとすれば、〔これまでの国語教育は〕二つの過ちを犯しているといえる。

その一つは、いまだ国語教育の本質を考えずに、やはり**解放直後に唯一の国語教育と錯覚して指導していた綴字法教育だけに終始している**ことである。(……)国語教育の根本精神をさらに探れば、国語科教授要目にある通り、**言葉と文章を身につけて国民の道理と責任を悟らせ、我が国民性の独特な背景と国文化の長らく歩んできた道を明らかにし、国民精神を豊かにすることに目的がある**のである。(……)この国語教育の真正な根本精神に辿り着く方法は、二つの部面に分けることができる。

一つは、言葉に対することであり、国語それ自体が国民的注意を涵養陶冶するもので、**国語に対して親しみの情を感じさせ、我が国の言葉を慕う念**を感じさせなければならない。(……)日帝圧政下にいるとき、日帝の者たちによって我が言葉が使えなくなればなるほど、**我々はその言葉を懐かしみ、互いに親しい関係にある仲においては必ず我が言葉を使い、また日本人の目を盗んで我が言葉を使っていた**事実からして、我々が我が言葉をいかに慕っているのかがわかるのである。(38-39)

尹泰栄の文章には、綴字法中心の国語教育を批判するための論点が網羅されている。まず目に留まるのは「国民」という概念である。尹泰栄のみならず、前述した趙潤済のように、解放後の朝鮮語学会による綴字法中心教育と、それに基づく言語ナショナリズムに批判的であった学者・教育者たちは、「民族」概念を避け、「国民」概念をその代わりに用いる傾向を見せる。それは、すでに存在するものとして自然化され、疑う余地のない「民族」よりも、「国民」の方が教育を要するもの――「言葉と文章を身につけて国民の道理と責任を悟らせ、我が国民性の独特な背景と国文化の長らく歩んできた道を明らかにし、国民精神を豊かにする」ことで作り上げられるもの――と考えられたためである[22]。他に、「国語に対して親しみの情を感じさせ」る云々は、綴字法教育を批判する典型的な根拠であるが、それよりもこの文章では、植民地支配下でも「互いに親しい関係にある仲においては必ず我が言葉を使」っていたことについての言及が注目に値する。これは、〈文字〉=「民族」と考えられた解放後の言語観に対する決定的な批判になりうるものだからである。尹泰栄はここで次のような主張をしているといえる。植民地支配下で我々が守ってきたのは、〈文字〉ではなく、日常の中の「親しい関係」において用いていた言葉、すなわち音声言語としての朝鮮語=〈声〉であると。その〈声〉こそ、我々の朝鮮語に対する懐かしみの証拠であり、したがって国語教育は〈声〉により重点をおくべきだという主張である。「民族語(文字としての朝鮮語)を解読できない民族」への全面的な肯定が、ここから読み取れる。尹泰栄の主張を踏まえると、なぜ当時の教育雑誌に「発音」に関

わる文章が多く発表されたのかが理解できる。例えば、次のような文章（崔允秀[23]「국어발음지도론〔国語発音指導論〕」『새교육』1949. 3-4）である。

> **国語は回復されたが、発音は回復されなかった**というのが、解放後の現状である。(……)その理由は当然、目下の40代、50代の人々は、日本語を媒介に我が言葉での生活をしてきたからといっても過言ではない。その分、我が先祖が正しく発してきた高低・長短・清濁は、一時中絶状態にあったといえる。事実、目下の人々が生活のなかで使っている邦語、とりわけ漢字邦語は、時代を匡正する指導者がないため、自分の発音が正しい発音だと自負し、**少しも発音を反省せず、てんでんばらばらに青少年に国語の文字だけを教えている。**そのせいで、再版〔재판〕が裁判〔재판〕になり、凍傷〔동상〕が銅像〔동상〕に変わり、幹部〔간부〕が間夫〔간부〕に転落し、鉱夫〔광부〕が狂夫〔광부〕へと狂うしかないのである。

今取り戻すべきなのは、〈文字〉ではなく発音＝〈声〉であるという認識がここからも読み取られる。崔允秀は、引用した文章の他にも、国語教育の現場で発音指導をしながら出会ったさまざまな発音の誤謬を事細かくまとめた文章を発表していた（「초등국어발음지도〔初等国語発音指導〕」『児童教育』1948. 8)。そこには、出身地域別の発音の違いや日本語の影響による朝鮮語の発音の変化が整理されており、国語教育の現場で出会う朝鮮語のあり様がいかに多様であったかを窺わせる。正しい発音を強いているように思える上記の引用は、実は〈文字〉の世界からは見えてこないさまざまな〈声〉の様態に気づくことを促している。崔允秀が「教育とは元々個人的である」といい、「個人差」を考慮した教育を唱えたこと（「개인차에 의한 훈육시설〔個人差による訓育施設〕」『児童教育』1949. 2）の根底には、そのような〈声〉の多様性に対する認識があったといえるのではないだろうか。

要するに、この時期の国語教育の場では、理念上の朝鮮人＝朝鮮語とは裏腹に、多様な朝鮮語の存在が露呈し、それを包容するための国語教育論が展開されていたと思われる。豊富な現場経験をもつ教員たちは、日常言語(音声言語としての朝鮮語)を肯定し、「国民」というナショナリズムの別の名前を強調することで、綴字法中心の教育を、ひいては民族主義的な国語教育の限界を乗り越えようとした。帝国／植民地の間で展開されていた〈文字〉と〈声〉をめぐる拮抗は、解放後、ナショナリズムの名前（民族か、国民か）と性格をめぐる朝鮮内部の闘争として反復されていたのである。

5．終わりに

本論文では、解放直後の朝鮮における言語ナショナリズムの内実を綴字法規範を中心に考察

し、それに対する当時の国語教育の位相を、言語ナショナリズム批判の観点から捉えた。未だ国語教育の体制が完全には整備されておらず、教育の多くの部分が教員の裁量に任されていた当時の国語教育のあり方からは、国語教育が、そこに純然と存在するとされる国家や民族のイデオロギーを注入するための装置ではなく、むしろそのイデオロギーと緊張関係を保ちながら、ナショナリズムの別のあり方が提起される場であったことが窺える。そして、民族主体を根幹とする言語ナショナリズムへの批判を可能にしたのは、〈声〉としての朝鮮語、すなわち単一の〈文字〉規範に包摂し得ないさまざまな朝鮮語を肯定しようとする教育観であったというのが、本論文の結論である。

むろん、〈声〉としての朝鮮語の肯定が多様性に対する容認につながっていたからといって、音声中心主義の帝国主義的性格――内部の差異を無化する――の問題が消え去るわけではない。「帝国主義」とは言えないが、政府樹立後の大韓民国において〈声〉に重点をおいた表音主義的表記への主張は常に、効率的な国民の動員を企てる権威主義的な国家政策と結びついていた。1954年の李承晩大統領によるハングル簡素化法案[24]の立案や、朴正熙（パク・ジョンヒ）大統領の独裁政権下で行われたハングル専用５ヵ年計画[25]の樹立（1968. 5）、国語調査委員会[26]の設置（1968. 10）がその代表的な例であろう。国家主義的な〈声〉と教育現場での〈声〉が、「国民教育」の整備後にどのような関係を結ぶことになったかについては、さらなる研究が必要と思われる。

他にも、植民地解放後の言語教育というテーマと関連して、本論文にはいくつかの課題が残された。まず、本論文で分析を試みた一群の文章は、主に教員側のものに限られ、またその中でもごく一部である。朝鮮解放後の言語経験の多様性をより立体的に復元し、それに合わせて行われた言語教育のあり方をさらに掘り下げるためには、より多くの教員の言語・教育観に加えて、この時期の国語教育を学習者として経験した人々の〈声〉を、のちに発表される回顧録や文学作品などから汲み上げる必要があると思われる。また本論文では、言語ナショナリズムと国語教育の関係を、朝鮮語綴字法に焦点を当てて論じたが、そこではもっぱら日本語と朝鮮語の関係のみが意識され、当時公用語としての位置にあった英語の存在には触れることができなかった。これらの問題については、他日を期したい。

参考文献

李妍淑. 1987.「朝鮮における言語的近代」. 一橋研究 12(2)：81-95.

イ・ヨンスク. 1996.『「国語」という思想』. 東京：岩波書店.

金景彩. 2015.「民族と国家の間――1950年代の韓国における「東洋」論を巡って」. 東京大学大学院総合文化研究科修士学位論文.

佐藤卓己. 2002.『『キング』の時代――国民大衆雑誌の公共性』. 東京：岩波書店.

石剛. 2003.『増補 植民地支配と日本語』. 東京：三元社.
———. 2005.『日本の植民地言語政策研究』. 東京：明石書店.
高橋哲哉. 1998.『デリダ：脱構築』. 東京：講談社.
田中克彦. 2000.「言語と民族は切り離し得るという、言語帝国主義を支える言語理論」. In『言語帝国主義とは何か』, edited by 三浦信孝 and 糟屋啓介, 39–51. 東京：藤原書店.
内閣. 1911.「朝鮮教育令ヲ定ム」. 公文類聚・第三十五編・明治四十四年・第十七巻・軍事・陸軍. JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.A01200074000. 国立公文書館.
内務部治安局, ed. 1956.『美軍政法令集 1945–1948』. ソウル：内務部治安局.
三ツ井崇. 2010.『朝鮮植民地支配と言語』. 東京：明石書店.
柳宗鎬. 2008.『僕の解放前後：一九四〇–一九四九』. Translated by 白燦. 東京：春風社（유종호. 2004.『나의 해방전후 1940–1949』. ソウル：민음사）.

Anderson, Benedict. 1983. *Imagined communities: reflections on the origin and spread of nationalism*. London: Verso.
Chatterjee, Partha. 1993. *The Nation and Is Fragments: Colonial and Postcolonial Histories*. Princeton, NJ: Princeton Univ. Press.
Choi, Kyungbong（崔炅鳳）. 2017.「해방 후 국어 의식의 형성과 전개——어문민족주의적 국어 의식의 계승과 변화의 맥락을 중심으로」.『한국어학』74：199–232.
Choi, Yangwoo. 2017.「해방기 국정 국어교과서에 나타난 민족의 상상」.『語文學』135：53–76.
Chun, Junghwan. 2003.『근대의 책읽기——독자의 탄생과 한국 근대문학』. ソウル：푸른역사.
Derrida, Jacques. 2022.『エクリチュールと差異』. Translated by 谷口博史. 東京：法政大学出版局（1967. *L'ecriture et La Différence*. Tel Quel. Paris : Éditions du Seuil）.
Fichte, Johann Gottlieb. 2014.『ドイツ国民に告ぐ・政治論集』. Translated by 杉田孝夫, 早瀬明, and 菅野健. Vol. 17. フィヒテ全集. 入間：晢書房.
Jung, Jaehwan. 2012.「8.15 해방 직후 조선어학회의 활동——1945.8.15–1946.2」.『史林』41：269–99.
Jung, Younghoon（鄭英勳）. 2012.「미군정기 국어 교과서의 편찬 과정 재론——조선어학회와 조선문화건설중앙협의회의 관계를 중심으로」.『ペダルマル』50：198–222.
Kang, Jinho（姜珍浩）. 2005.「반공주의의 규율과 '국어' 교과서——1946–1954년의 '국어' 교과서를 중심으로」.『민족문학사연구』, no. 28：352–83.
———. 2009.「해방기 '국어' 교과서와 탈식민주의——『초등 국어교본』을 중심으로」.『문학교육학』, no. 30：97–126.
Kim, Hyejung. 2003.「해방 직후 국어에 대한 인식 및 교과 형성 과정 연구」.『국어교육학연구』, no. 18：129–68.
Ko, Jaeseok（高宰錫）. 1996.「국어교과서에 나타난 전통의식과 그 수용 양상——해방공간에서 1970년대까지」.『동악어문학』8：35–61.
Kwon, Bodeurae. 2012.『한국 근대소설의 기원』. 소명출판.
Kwon, Myungah（権明娥）. 2008.「내선일체 이념의 균열로서 '언어'——전시동원체제하 국책의 '이념'과 현실 언어공간의 관계를 중심으로」. In『흔들리는 언어들——언어의 근대와 국민국가』, edited by Hyeryung Lee, Hyungtaek Im, Kihyung Han, and Junpil Ryu. 성균관대학교출판부.

Lee, Heeho. 2012.「미군정기『한글 첫걸음』교재에 대한 맥락 연구」.『겨레어문학회』48：517−47.
Lee, Hyeryoung（李惠鈴）. 2007.「언어 법제화의 내셔널리즘――1950년대 한글간소화파동 일고」.『大東文化研究』12(58)：183−224.
Lee, Kangeon. 1981.「국어 표기법에 있어서의 형태주의와 표음주의의 갈등」.『語文学教育』, no. 4：317−37.
Moon, Hyeyoon（文惠允）. 2015.「해방기 국어 교재를 통해 본 국어와 정전의 형성」.『우리어문학회』, no. 51：73−101.
Noh, Youngteak（盧栄澤）. 1994.「일제시기의 문맹률 추이」.『国史館論叢』51：107−57.
Oh, Daehwan（呉大煥）. 2009.「식민지 시기 일본인을 위한 조선어교육 연구――'조선어 장려 정책'과 '경성 조선어연구회' 를 중심으로」. Ph.D., Yonsei University.
Park, Hyungjun（朴炯俊）. 2012.「국어교육 제도 구성의 감정적 기반――해방직후, 신문 매체의 교육담론을 중심으로」.『배달말』, no. 51：391−414.
Park, Yonggyu（朴龍圭）. 2009.「해방 후 한글운동에서의 이극로의 위상」.『동양학』45：139−58.
Yim, Sehwa（林世華）. 2021.「'조선문학이란 무엇이냐'――해방기 문학자들의 '국어' 인식과 '조선문학'의 형성」.『인문과학』123：257−95.
Yoon, Yeotak（尹汝卓）et al.. 2006.『국어교육 100년사 Ⅰ』. ソウル：서울대학교출판문화원.

注

[1] 本研究は JSPS 科研費22K19999の助成を受けたものである。

[2] 1931年に「朝鮮語の文と言葉の研究、整理、統一」を目的に掲げて設立された民間学術団体である。1942年、朝鮮語辞典の編纂に注力していたこの学会は、植民地当局から「表面文化運動ノ仮面ノ下〔の〕朝鮮独立ノ為ノ実力養成団体」とみなされ、学会員28名が検挙されたこと（朝鮮語学会事件）により、事実上機能不全状態となる。

[3] 『한글 첫걸음〔ハングル第一歩〕』は、中学校以上の教育課程において、ハングルの解読ができない朝鮮人生徒を対象に、国語教科の前段階の教材として導入された。南韓単独政府樹立後には、文教部から『성인교육용 한글 첫걸음〔成人教育用ハングル第一歩〕』（1949. 8. 20）が刊行された（Lee, H. 2012）。

[4] Hyeryoung Lee（2007）は、朝鮮語規範をめぐる朝鮮語学会の方針を積極的に採用し、教科書の編纂を一任するなど、米軍政が朝鮮語学会を積極的に動員した理由として「教育熱の形で噴出した脱植民の熱望を満たしながら、左右対立を超越できる象徴的かつ物質的ツールとして、ハングル以上に有効なものはなく、朝鮮語学会は〔…〕学会のメンバーの大多数が米軍政の政策主導勢力であり、支配政治勢力として浮上した韓民党と深い関係にあった」（89）ことを挙げている。

[5] 第３次朝鮮教育令（1938）により、選択科目として行われていた朝鮮語教育は、第４次朝鮮教育令（1943）で完全に廃止される。朝鮮解放後、軍政庁学務局は1945年９月29日に早速「教育に関する措置」（軍政法令第６号）を公布し、そこで「公立国民学校は1945年９月24日に始業し、６～12歳の全ての児童はそれに登録しなければならない」とした（内務部治安局 1956：33）。

[6] 「諺文」とは本来、公的領域で使われた漢文に対し、ハングルで書かれた文の位相を示すための概念であったが、甲午改革の一環として言語の近代化が進められ、ハングルで書かれた文章は「諺文」から「国文」へと、その位相を徐々に変化させる。韓国併合後、「諺文」と「国文」はそれぞれ朝鮮語と日本語を意味する語として再びその意味を変化させる。

[7] Park, Y.（2009）；Jung, J.（2012）；Jung, Y.（2012）など。

[8] Ko, J.（1996）；Kang, J.（2005）；Kang, J.（2009）；Lee, H.（2012）；Moon, H.（2015）；Choi, Y.（2017）など。

[9] Kim, H.（2003）；Choi, K.（2017）；Yim, S.（2021）など。

[10] ここで「発音通りに表記する」の意味を簡単に説明すると、例えば「좋다（良い）」という用言において「良い」の意味が含まれた語幹の「좋」の形を常に残すのではなく、その都度の発音をそのまま表記に反映することを意味する。それゆえ、「좋다」を発音通りに表記する場合、激音化の発音規則が適用され、「조타」になり、語幹すら残らない。

[11] 近代ナショナリズムの言語との結びつきとの関連で、すぐに思い浮かぶのはフィヒテの『ドイツ国民に告ぐ』である。14回に渡る「憂国」的講演でフィヒテは、ドイツの歴史と民族、ドイツ語の間の有機的な一体性を唱え、それを「祖国愛」の土台に据えようとした（Fichte 2014）。また、ベネディクト・アンダーソンはネーション―ステートに対する近代的な感覚――国家や民族の境界が純然たるものとして存在する――が、「出版資本主義（print capitalism）」の発展による「活字語（national print-language）」の普及に起因すると分析した。本論文は、言語によって国家や民族が〈想像〉されるという議論からさらに進み、その〈想像〉が個人の言語感覚を人為的に分割したり、排除したりするということ、そこでは〈文字〉だけではなく、〈音声〉もが主要なファクターとして存在しているということを論じるものである。

[12] 言語と帝国主義の関係、とりわけ「被支配従属地域」に「母語を放棄させ、帝国言語への乗り換えをすすめる」、いわば言語帝国主義の理論的根拠については、田中克彦（2000）の議論を参照されたい。田中は、言語帝国主義を可能にし、それが正当であることに同意して受け入れるように誘導するための言語イデオロギーを三つに分けて論じる。「① 世界の言語には未開のままにとどまった、おくれた言語と、進歩した言語のちがいがあるという主張、② 世界の諸言語は多様なすがたをとってはいても、その根底においては普遍的であるという主張、③ 人間は、自らの意志によって母語をすて、よりすぐれた言語にとりかえることができる」という主張がそれである（46−47）。

[13] Junghwan Chun（2003）は、多くの朝鮮人が日本語を「読めない」状況が、最小限の朝鮮語空間（言論、文学など）を維持し、その中で朝鮮を独立国家として表象できた条件であったと分析した（92−107）。ただ、韓国併合前から朝鮮語の文盲率が極めて高かったこと、植民地支配が始まってからも、〈文字〉を身につけられる公的教育は、富裕層・中産層に属するごく限られた人々しか受けられないものであったこと（Noh, Y 1994：156−157）を考慮すれば、帝国の〈声〉は民族の境界のみならず、身分・階級の境界をも超えられるものであったと言えるかもしれない。

[14] 総督府による朝鮮語規範に対する朝鮮人の教員・知識人の批判や、朝鮮語規範の決定プロセスに朝鮮の知識人たちが関与した様子については、三ツ井（2010）に詳しい。

[15] 国語学者の丁泰鎮（1903−1952）は、朝鮮語学会の中心メンバーであり、1942年の朝鮮語学会事件の際にも真っ先に逮捕された人物である。植民地期にアメリカのウースター大学哲学科を卒業し、コロンビア大学院で教育学を学んだエリートとして、『朝鮮語大辞典』の編纂などの学会の活動を主導したとされる。

[16] GHQ の指令を受けた日本政府は、「朝鮮人学校閉鎖令」を通じて朝鮮人学校を日本の教育基本法・学校教育法へ編入させようとした。この閉鎖令により、在日朝鮮人はいわゆる「民族学校」ではなく、日本の公私立学校に進学することを強いられ、朝鮮語教育は「課外」でしか行えないものとなった。閉鎖令が各都道府県に通達されたのは1948年 1 月であり、やがてそれは大阪を中心に繰り広げられた「阪神教育闘争」へと発展していく。

[17] 脱植民地化（decolonization）プロセスにおいて帝国／植民地の言語の関係が新たに設定され、植民地の言語（土着語）がナショナリズムと結びつく様相については、Chatterjee（1993）を参照されたい。

[18] Hyungjun Park（2012）は、解放直後の「国語」教育を形成していった主要な動因の一つとして「感情の政治学」に注目した。日本・日本語に対する共通感覚（「拒否感」）を呼び起こすことで、「浄化された純潔な国語」を教えられる教育制度が創出されたという（405−406）。極端に民族主義的な「国語」教育に批判的であった趙潤済の「国語生活を楽しまなければならない」という提言は、朝鮮語教育をめぐる「感情の政治学」――植民地支配に対するトラウマ的記憶・感情に基づく――を、よりポジティブなものに転換させようとする、別の「感情の政治学」として位置づけられるものかもしれない。

[19] 米軍政の政策においては、英語、日本語、朝鮮語が目的に応じて適宜異なる場で動員された。例えば、1945年9月7日に公布された「太平洋米国陸軍総司令官布告第一号 朝鮮人民に布告する」では「軍政期間中、英語を全ての目的に使用する公用語とする。英語と朝鮮語、あるいは英語と日本語の間に解釈や定義が明確ではなく、不一致が生じた際には英語を〔解釈の〕基本とする。」となっており、公的言語としての英語は、朝鮮語と日本語よりも優位にあるものであった。一方、「教育に関する措置」（軍政法令第６号）では、「朝鮮の学校での教訓〔教育〕用語は朝鮮語」としつつも、「朝鮮語で相当な教訓〔教育〕材料が活用できるまでは外国語〔日本語〕の使用も妨げない」と定められており、教育現場では朝鮮語を教えるための一時的、補助的な手段として日本語の使用が認められた（Yoon, Y. 2006：112−114）。

[20] 朝鮮教育研究会の機関紙である。1946年８月、のちに大韓民国第一共和国（李承晩（イ・スンマン）政権）の文教部長官になる安浩相を中心に組織された教育研究団体であり、朝鮮語学会（言語学）、震檀学会（歴史学）など、民族主義的性格の強い学会の会員が多数参加していた。ただ、「教育」に関する組織であったがゆえに、機関紙である『朝鮮教育』には民族主義に対する内部批判も多々見られる。

[21] 朝鮮教育連合会の機関紙である。1947年代に結成された朝鮮教育連合会は、1948年に大韓教育連合会、1989年に韓国教員団体総連合会に改称し、今に続いている。現在、韓国で最も規模の大きい教員団体となっている。

[22] 解放後の朝鮮、単独政府樹立後の韓国において、「民族」概念と「国民」概念は競合関係にあった。「国民」は「民族」の閉鎖性を、「民族」は「国民」の国家主義・権威主義的性格を批判する概念的拠点として機能していたのである（金 2015）。

[23] 鍾岩公立国立学校長、続いてソウル清渓国民学校長を務めた。

[24] 李承晩初代大統領の提案によって作られた綴字法改正案であり、「発音通りに書く」原則の徹底が目指された。

[25] 行政、立法、司法に関わるすべての文書、学校の教科書にハングルのみを使用することを骨子としたもの。

[26] 「わかりやすい表記方法を研究する」ことへの大統領からの指示に従って作られた組織。